



令和 7 年度 小諸市社会福祉協議会

事業計画（案）

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 8 年 3 月 31 日

社会福祉法人小諸市社会福祉協議会

目次

基本理念、基本方針、事業方針	1
----------------	---

Ⅰ 地域福祉協働

Ⅰ-Ⅰ 法人運営事業

Ⅰ-Ⅰ-Ⅰ 法人運営事業	2
Ⅰ-Ⅰ-Ⅱ 小諸市社協災害対策	3
Ⅰ-Ⅰ-Ⅲ ブロック社協活動	4
Ⅰ-Ⅰ-Ⅳ 小諸市遺族会事務局	5
Ⅰ-Ⅰ-Ⅴ 小諸市共同募金委員会事務局	6
Ⅰ-Ⅰ-Ⅵ 日赤小諸市地区事務局	7
Ⅰ-Ⅰ-Ⅶ 心配ごと相談事業	8
Ⅰ-Ⅰ-Ⅷ 日常生活自立支援事業	9
Ⅰ-Ⅰ-Ⅸ ゆずりあえる事業	10
Ⅰ-Ⅰ-Ⅹ 地域福祉活動のコーディネート	11
Ⅰ-Ⅰ-Ⅺ 介護予防人材育成事業（ささえ愛サポーター）	12
Ⅰ-Ⅰ-Ⅻ ひとり暮らし高齢者あんしんコール事業	13
Ⅰ-Ⅰ-Ⅼ 小諸市ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化 （Ⅰ）就業支援専門員配置等事業	14
Ⅰ-Ⅰ-Ⅽ 終身サポート事業	15

Ⅰ-Ⅱ 社協会費事業

Ⅰ-Ⅱ-Ⅰ 社協会費事業	16
Ⅰ-Ⅱ-Ⅱ リフト車・福祉用具貸与事業	17
Ⅰ-Ⅱ-Ⅲ 福祉人材育成	18
Ⅰ-Ⅱ-Ⅳ 災害時等住民支え合いマップ	19
Ⅰ-Ⅱ-Ⅴ 広報活動	20
Ⅰ-Ⅱ-Ⅵ 福祉推進委員会の設置・運営支援	21
Ⅰ-Ⅱ-Ⅶ 地域福祉活動計画の推進	22
Ⅰ-Ⅱ-Ⅷ 福祉学習	23
Ⅰ-Ⅱ-Ⅸ 地域の居場所づくり事業	24

Ⅰ-Ⅲ 介護予防地域支援事業	25
----------------	----

Ⅰ-Ⅳ 一般高齢者介護予防事業	26
-----------------	----

Ⅰ-Ⅴ 小口資金貸付事業	27
--------------	----

目次

1-6 生活福祉資金貸付事業	28
1-7 生活困窮者自立支援事業	
1-7-1 生活困窮者自立相談支援事業	29
1-7-2 生活困窮者家計改善支援事業	30
1-7-3 生活困窮者就労準備支援事業	31
1-7-4 子どもの学習・生活支援事業「まなびあえる」	32
1-7-5 小諸市被保護者等就労支援事業	33
1-8 ボランティアセンター運営事業	34
1-9 高齢者福祉センター運営事業（高齢者「こもろ元気」事業）	35
1-10 生活支援体制整備事業	36
1-11 ファミリーサポートセンター運営事業	37
 2 共同募金配分事業	
2-1 高齢者福祉事業	38
2-2 障がい児・者福祉事業	
2-2-1 ふれあいまつり障害者作品展示会	39
2-3 住民全般福祉事業	
2-3-1 小諸市社会福祉大会（共同募金配分金事業）	40
2-3-2 緊急援護事業	41
2-3-3 緊急食糧等提供事業	42
 3 障がい福祉サービス	
3-1 障がい児・者相談支援事業	
（指定障がい児相談支援・指定特定相談支援事業）	43
3-2 福祉有償運送サービス事業	44

目次

4 地域包括支援センター運営事業

4-1 地域包括支援センター運営事業

4-1-1 総合相談支援業務 ————— 45

4-1-2 権利擁護業務 ————— 46

4-1-3 包括的・継続的ケアマネジメント業務 ————— 47

4-1-4 介護予防ケアマネジメント業務及び第1号介護予防支援事業 ——— 48

4-1-5 認知症に関する取り組み ————— 49

4-1-6 地域包括ケアシステムの深化・推進のための活動、取り組み ——— 50

4-2 介護給付事業（介護予防ケアマネジメント事業） ————— 51

令和7年度 小諸市社会福祉協議会事業計画

【基本理念】

地域福祉を推進する団体として、「誰もがその人らしく安心して暮らすことが出来る地域社会」を地域住民と協働で創ります。

【基本方針】

基本理念に基づいて、以下の方針で事業を展開します。

- 住民や地域団体との協働による地域福祉の推進
- 地域ニーズに基づいた事業の展開
- 住民主体のサービスの実施
- 総合的な相談体制の整備

【主な事業方針】

1. 支え合う地域づくりの推進

(1) 区内支え合い体制の整備

昨年度実施した「区内支え合い活動の負担感に関する調査」の結果をもとに各区のニーズに合わせて、持続可能な支え合い体制の整備を進めます。

(2) 区を越えた圏域での支え合い体制の整備

生活支援コーディネーターの機能を活かし、市内介護保険事業所の空き車両を活用した地区サロン送迎や、有償生活支援サービスなど、区を越えた圏域での支え合い体制の整備を進めます。また、佐久ブロック管内社協間で課題や取り組みを共有し、より広域的な取り組みへの展開についても検討を重ねます。

2. 新たなニーズに対する支援体制の強化

(1) 児童福祉分野の取り組み

昨年度実施したサマーキッズフェスタを土台として子どもの居場所づくりに取り組みます。また、子どもの居場所の多層化のために、こども食堂やこども支援団体との連携を強化します。

(2) 終身サポート事業、独自金銭管理事業

日常生活自立支援事業の対象とならない方等への独自金銭管理事業を含めた終身サポート事業を始めます。

3. 福祉分野以外との協働

介護離職防止セミナーやプチバイト事業などをきっかけに商工会議所や市内企業との協働を進め、網の目の細かい支え合い体制の構築に取り組みます。

1.地域福祉協働

1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-1 法人運営事業 / 総務係
事業概要	目的	社会福祉法に基づいた適正な法人運営を行います
	現状	法人運営事業に関わる例規集等の確認、見直しや適正な経理事務・財産管理の遂行、職員の勤務管理、福利厚生事業、人材育成の実施を行っています。
	達成目標	①理事会・評議員会の定例開催や第三者委員会の設置、適切な施設管理を通じ、社会福祉法人としての公益性を高めます。 ②会計システム等を活用しながら会計帳簿の見える化から不正防止を図ります。 ③職員の働きやすい就労環境を構築します。
	対象者	理事・監事・評議員・第三者委員、職員
	時期・頻度	理事会5回・評議員会3回開催、第三者委員会適宜開催、役職員研修会(7月頃) 健康診断・予防接種(年1回ずつ) 局長面談(10月頃)、係長面談(6月頃)、各委員会開催
	事業の方法	内容 ①-1例規集等の確認、見直しについて理事会・評議員会で協議します。 ①-2役職員研修会を開催し、役員と職員が連携しやすい環境を構築します。 ①-3苦情申立人が希望する場合は第三者委員の立ち合いを調整します。 ②-1会計処理時は2人以上の職員で確認を行います。 ②-2監事による監査や税理士による収支予算状況の確認を行います。 ③-1適切な給与・賞与計算、超過勤務時間や有給休暇などの勤務管理を行います。 ③-2健康診断や予防接種費用の補助を行い、職員の健康管理を支援します。 ③-3キャリアパスに応じた研修会への参加や面談の実施から職員育成を行います。 ③-4委員会活動に参加し、社協経営を職員自ら進めます。 ③-5職員間での交流が活発化するように支援を行います。
実施状況		
今後に向けて		

Ⅰ.地域福祉協働

Ⅰ-Ⅰ 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-2 小諸市社協災害対策 / 総務係		
事業概要	目的	災害発生時の職員安全確保ならびに円滑な復旧活動等の遂行のために準備を進めます。 被災地・者支援に係る情報集約と情報発信を行います。		
	現状	職員災害初動マニュアルの更新、小諸市社協事業継続計画（BCP）、小諸市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの更新を行っています。 災害ボランティアセンター立上訓練、避難訓練を実施しています。 災害協定先（市、JC、ライオンズクラブ）との意見交換を行いました。小諸ロータリークラブ、小諸浅間ロータリークラブと協定締結しております。 JCのイベントに後援・参加し、平時からの連携を図っています。		
	達成目標	①現協定先との連携、新たな団体との協定締結に向け働きかけます。 ②災害発生時に迅速に対応できる準備を行います。		
	事業の方法	対象者	職員、利用者、県社協、協定締結団体、市危機管理課、市市民課	
		時期・頻度	避難訓練：年2回 災害ボランティアセンター立上訓練：年1回 災害関連研修会の実施：年1回	
		内容	①-1 協定団体のイベント等に参加し、平時からの協働で顔の見える関係に努めます。 ①-2 日頃の業務を通して災害時に協力を得られそうな団体等に働きかけを行い、協定締結について検討します。 ②-1 災害ボランティアセンター立ち上げ訓練や避難訓練を実施します。 ②-2 災害関連マニュアルの見直しやマニュアルを活用した研修会を実施し、係や職員の役割を明確にします。 ②-3 近隣市町村社協と連携し、それぞれが行う訓練などに積極的に参加します。 ②-4 災害発生時に近隣市町村や長野県社協から応援依頼があった場合は職員を派遣します。	
		その他		
実施状況				
今後に向けて				

1.地域福祉協働

1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-3 ブロック社協活動 / 総務係
事業概要	目的	佐久ブロック内社協圏域での課題解決に向けた社協間連携による地域福祉活動の推進を目指します。
	現状	佐久ブロック事務局連絡会議への参加しています。 ボランティアフォーラム企画、実施を佐久ブロック内社協と協働で行っています。 長野県内社協職員連絡協議会からの情報を職員へ伝えます。
	達成目標	①佐久ブロック社協や関東ブロック社協等で行う研修の情報を職員へ周知し、他社協職員と連携する機会を提供します。 ②小諸市社協で行う研修会等について、佐久ブロック内社協へ情報提供を行い、一緒に学ぶ機会を図ります。
	対象者	職員、佐久ブロック内社協、他市町村社協
	時期・頻度	佐久ブロック事務局連絡会議(年1回) ボランティアフォーラム(年1回) 関東ブロック郡市区町村社協職員合同研究協議会(年1回) 小諸市社協内研修の情報発信(適宜)
	内容	①-1 佐久ブロック事務局連絡会議、ボランティアフォーラムへ参加します。 ①-2 関東ブロック郡市区町村社協職員合同研究協議会の情報発信、参加者のとりまとめを行います。 ①-3 長野県内社協職員連絡協議会から発信された情報を職員へ周知します。 ② 近隣市町村が行う研修等へ積極的に参加し、一緒に学ぶ機会を図ります。
その他		
実施状況		
今後に向けて		

1.地域福祉協働

1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-4 小諸市遺族会事務局／総務係		
事業概要	目的	小諸市遺族会の事務局業務を担うことにより、平和の維持とその意識醸成への貢献を目指します。		
	現状	定例の役員会の開催を実行し、また小諸市遺族大会の開催も実行しています。 令和4年度に続き5年度も、靖国神社を参拝し、23名が参加しました。また長野県遺族大会と追悼式が佐久市の県立武道館で開催され、延べ16名が参加しました。 新たに伝承活動として、戦争及びその影響での悲しみを後世に伝え平和を願う目的で、遺族会員自らの体験や先代から聞いた話などをまとめ、SNSなどを通じ発信する計画を立て開始しました。		
	達成目標	①期初の役員会にて立案する期の事業計画を滞りなく実行します。 ②役員会と小諸市遺族大会で決定される方針に沿い、今後の同会の在り方を方向付けしサポートします。		
	事業の方法	対象者	遺族会会員 小諸市福祉課	
		時期・頻度	役員会年5回(4月、7月、9月、12月、2月) 小諸市戦没者追悼式、小諸市遺族大会(10月) 長野県遺族大会・追悼式(10月)	
		内容	①-1 役員会は、毎回社協会議室で行い、行事の企画等を協議決定します。また重要事項は小諸市遺族大会への提案事項を決定し、大会での決議をもって最終決定とします。 ①-2 長野県遺族大会と追悼式に付き添いし、長野県遺族会長賞と長野県知事賞の受賞者に関する事務手続きを行います。 ①-3 全国戦没者追悼式出席者に関する事務手続きを、長野県遺族会事務局を通して行います。 ②-1 小諸市遺族大会の開催案内と合わせて、文章にて会員に孫世代の後継者求人活動を行います。 ②-2 所管である小諸市厚生課、上位組織である長野県遺族会事務局との窓口となり、情報の授受を円滑に行い、相互の関係性を良好に保ちます。	
		その他		
実施状況				
今後に向けて				

1.地域福祉協働

1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-5 小諸市共同募金委員会事務局／総務係
	目的	赤い羽根共同募金活動の実施と、長野県内の福祉施設等及び小諸市内の行政区やボランティア団体への配分による相互扶助意識の向上を図ります。
	現状	令和5年度の募金募集は、5,104,938円(対目標98.2%)を頂きました。 それにより、令和5年度の小諸市社協へは2,710,186円が配分されました。 更にそれに基付き、28の市内のボランティア団体に令和6年度事業費補助として、合計946,000円を配分し、また応募のあった8行政区に、合計388,240円を配分しました。
	達成目標	①募金額は、住民の高齢化等に起因する十数万円の自然減はやむなしとしても、それ以外の原因による激減がなき様努めます。 ②配分では、多くの団体や行政区が配分を受けられる様に広報宣伝に努め、配分金額を決定する配分委員会においては、適正な配分となる様、協議内容を更に充実します。
事業概要	対象者	小諸市民、民生・児童委員、その他(小諸市で勤務されている方や法人等)
	時期・頻度	共同募金(10~12月) 配分委員会(11月)
	事業の方法	①-1 戸別募金は隣組システムを利用し、区役員様にご尽力頂き各戸を訪問頂きます。 ①-2 法人募金は、民生・児童委員にご尽力頂き、法人(商業施設、商店、工場など)に訪問頂きます。 ①-3 学校募金は、小中学校に募金箱を置いて頂き、児童や生徒より募金頂きます。 ①-4 職域募金は、東信教育事務所、市役所、社協の職員さんより募金頂きます。 ①-5 募金箱募金は、浅間南麓医療センターなどの施設に募金箱を置かせて頂き、来場するご利用者様に募金頂きます。 ②-1 9月~11月に行政区やボランティア団体へ公募により申請を募り、配分委員会にて決裁された区や団体に配分金を振り込みます。 ②-2 配分委員会において配分方法の見直しを検討します。(活動内容に応じた配分額への反映等)
	その他	
実施状況		
今後に向けて		

Ⅰ.地域福祉協働

Ⅰ-Ⅰ 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-6 日赤小諸市地区事務局／総務係	
事業概要	目的	日赤活動資金や災害義援金募金活動による相互扶助意識の向上を目指します。 市内赤十字奉仕団活動の機能を維持します。	
	現状	令和6年度の活動資金は、5,248,473円(対目標89.6%)を頂きました。 令和5年度の累積義援金は1,013,559円、令和6年度の途中(11月まで)では320,800円を頂きました。 令和6年6月に小諸市赤十字奉仕団委員会を開催し、10月には長野県総合防災訓練に炊き出し班として参加しました。	
	達成目標	①活動資金の募集では、住民の高齢化に起因する前年度から十数万円の自然減はやむなしとしても、それ以外の原因による激減がなき様努めます。 ②義援金では、社協に義援金箱の設置を継続する。市内での被災者には援護品、見舞金を支給します。 ③奉仕団活動では、年1回以上の委員会を開催し、奉仕団同士の横のつながりの向上に努めます。	
	事業の方法	対象者	小諸市民、日赤奉仕団員、その他日赤活動にご協力いただける方
		時期・頻度	日赤活動資金(5～6月) 義援金(大規模災害等) 奉仕団委員会(6月)
		内容	①-1 活動資金の募集は、隣組システムを利用し、区役員様にご尽力頂きます。募集した募金は、長野県支部へ納付します。 ①-2 区への交付金の事務処理を行い、赤十字奉仕団含む区での防災援助の促進を行います。活動資金応募の個人実績は、専用のアプリケーションソフトを使い、データベース管理を行い、日赤長野県支部の指示に従いその情報を提出します。 ② 義援金は、社協、こもテラス、こもれびに募金箱を設置し日赤長野県支部に納付します。 ③ 奉仕団活動は、委員会にて活動の詳細内容を協議し、各区の奉仕団におき、それに従って活動して頂きます。事務局はそのスムーズな運営の支援を行います。また赤十字奉仕団県支部の指示に従い研修会等への団員参加を推進します。
その他			
実施状況			
今後に向けて			

1.地域福祉協働

1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-7 心配ごと相談事業／総務係
事業概要	目的	心配ごと相談に応じ、市民の福祉の向上を図ります。
	現状	現在、対応しているケースは1件で、月に1回の頻度で電話対応を行っています。 家計、就労、ひきこもり等の相談はまいさばへ、高齢者の相談は地域包括支援センターへつないでおり、心配ごと相談に対する窓口が整理されています。 県運営の結婚マッチングシステムを導入し、登録のサポートを行っています。
	達成目標	①さまざまな相談内容に応じて関係機関と連携した支援を継続します。 ②結婚マッチングシステムを推奨し、出会いのきっかけを提供します。
	事業の方法	対象者
		市内在住者
		時期・頻度
		通年、相談があった際に対応。
		内容
		①相談に対し傾聴を行い、必要があれば関係機関へつなぎます。 ②結婚マッチングシステムの広報活動に取り組むと共に、近隣社協と意見交換し、本会における婚活支援について調査研究します。
	その他	
実施状況		
今後に向けて		

1.地域福祉協働

1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-8 日常生活自立支援事業/総務係
事業概要	目的	長野県社会福祉協議会より委託を受け、判断能力が不十分な方の福祉サービスの利用を援助し、地域で自立した生活が継続できるよう支援体制の構築を図ります。
	現状	契約者数令和6年12月1日時点で23名と大きく変わりませんが、新規利用相談は令和6年4月から12月現在で6件あります。生活保護世帯からの相談もあります。 本来の目的である福祉サービスの利用援助ではなく、金銭管理・通帳の預かりを目的とした相談が多くなっている現状です。身寄りのない方や、判断力の著しい低下が見られる方の利用相談もあり、成年後見制度への繋がりが求められています。 委託元である長野県社協が事業適正化を進めており、権利擁護の側面で契約者ケース、新規相談ケース共に協議をしながら進めています。
	達成目標	①本事業を必要としている方が適切に利用できるよう、相談者、関係機関等と連携し丁寧な相談対応を行います。 ②成年後見制度とのネットワーク構築に向けて取り組みます。
	対象者	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で判断能力が不十分な方で本事業の契約内容について判断し得る能力を有していると認められる方。
	時期・頻度	通年 新規相談、契約者からの相談は随時行います。 契約者の金銭支援については個別の支援計画書に基づき行います。
	内容	①-1 福祉サービスの利用援助を行います。(基本サービス) 福祉サービスを利用する、利用を辞める等に必要な手続きや、利用料の支払い等の福祉サービスを適切に利用する為の一連の援助を行います。 ①-2 日常的な金銭管理サービスを行います。 公共料金や医療費、日用品等の代金を支払う手続き。 年金および福祉手当等の受領に必要な手続き。 ①-3 書類の預かりサービスを行います。 小諸市社会福祉協議会金庫内で年金証書や銀行印等の預かりを行う。 ②成年後見制度や権利擁護ネットワーク会議等へ参加し、権利擁護支援における情報共有を行います。
実施状況		その他
今後に向けて		

1.地域福祉協働

1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-9 譲りあえる事業/地域福祉係		
事業概要	目的	地域に埋まっている資源(資材)を掘り起こし、必要としている人に活用してもらうことでの相互扶助意識の向上に努めます。		
	現状	・登録だけなので法人内で用具の保管、管理などが不要です。 ・人形や使用済みの学用品など、長期間マッチングに至らないものがあります。 令和6年度実績:登録件数26件、うち成立7件(令和6年12月18日現在)		
	達成目標	①譲りたい方、譲ってほしい方のコーディネートを行います。		
	事業の方法	対象者	・用品を譲りたい方 ・用品を譲ってほしい方は、小諸市民とし、原則として社協会員の方(社協会費納入者)	
		時期・頻度	通年 広報誌「ささええるこもろ」に1度、ホームページは6ヶ月間掲載。	
		内容	①-1 家庭で使わなくなった譲りたい物の登録を受け付けます。 ①-2 譲ってほしい物の登録を受け付けます。 ①-3 「譲りたい方」と「譲ってほしい方」をマッチングします。 ①-4 マッチング成立まで現品は「譲りたい方」が保管し、マッチングした場合は当事者同士で連絡し、受け渡しを行います。 ①-5 市民活動団体などとの連携を強化していきます。 ①譲りたいものによっては供養祭や学用品の寄付など、活用方法を相談していきます。	
		その他	・用品は壊れていないもので、無償で譲渡できるものです。 ・用品によっては未使用なものです。 ・電気製品の安全と品質は「譲ってほしい方」の責任となります。	
実施状況				
今後に向けて				

1.地域福祉協働

1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-10 地域福祉活動のコーディネート/地域福祉係		
事業概要	目的	「誰も孤立させない区」に向けた区や地域の支え合い活動の支援を行います。		
	現状	8地区に地区担当者を配置、民生・児童委員地区会や支え合い活動に関する会議等に参加し、日々の支え合い活動における情報収集及び相談支援を行い、得られた情報を法人内で共有しています。民生・児童委員からの個別ケース相談に対しては必要な機関へつなげるなど各地区に適したコーディネートを実施しています。		
	達成目標	①引き続き、各区との顔の見える関係づくりを継続し、今ある支え合い活動を基盤に支え合い体制の推進に取り組みます。 ②市内の地域資源の把握及び整理に努めます。 ③地域づくりにおける地区担当の役割を整理します。		
	事業の方法	対象者	市内68区	
		時期・頻度	随時	
		内容	①8地区に地区担当者を配置し、民生・児童委員地区会や各区での支え合い活動に関する会議等に参加し、情報収集（地域資源や地域課題等）や情報提供を行います。 ②法人内（生活支援コーディネーター、ボランティアコーディネーター等）と連携し、既存の地区台帳を基に市内の地域資源の把握及び整理に努めます。 ③地域づくりにおける地区担当の役割を整理できるよう、地域福祉コーディネーター研修の受講や他市町村の対応を情報収集し、法人内で検討を進めます。	
		その他		
実施状況				
今後に向けて				

1.地域福祉協働

1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-11 介護予防人材育成事業(ささえ愛サポーター)/地域福祉係
事業概要	目的	高齢者が地域の中で、居場所と生きがいをもって生活が送れるよう高齢者の福祉増進を目指します。
	現状	介護予防地区指導者の養成研修を全10回開催しています。研修内で参加者同士の交流や情報共有を目的とした活動を実施しています。介護予防地区指導者の活動を支援し、ささえ愛サポーターズ連絡会の運営を行っています。
	達成目標	①介護予防地区指導者(研修を修了した者)が、研修で学んだ知識・技術を活かし、地域にて自主的な介護予防教室が開催できるよう支援します。
	対象者	地域での介護予防に関心のある住民
	時期・頻度	全10回(毎月1~2回)
	事業の方法	①-1介護予防活動の実践及び運営に係る知識等を習得するための研修を開催します。 ①-2研修内容に沿って効果的に遂行できる講師を選定します。 ①-3介護予防地区指導者の活動支援及び連絡会の運営を行い、継続的な資質向上を図ります。 ①-4受講者が地域活動(介護予防教室等)に積極的に関われるよう、実際の地域での活動事例を知ることができる機会を設けます。 ①-5受講者が各区で介護予防活動等に関わることができるように、必要に応じて現活動者への働きかけなどの環境整備を行います。
実施状況		
今後に向けて		

1.地域福祉協働

1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-12 ひとり暮らし高齢者あんしんコール事業/地域福祉係	
事業概要	目的	ひとり暮らし高齢者の安否確認および孤独感の解消を図ることによる高齢者福祉を推進します。	
	現状	対象者が減少傾向にあり、電話する時間帯に通院などにより不在のことも多くなっています。社協広報誌や広報番組で周知をしましたが、問い合わせがほぼない状況にあります。佐久圏域の社会福祉協議会にアンケートをとり、現状について情報収集を行い、他市町村社協でも利用人数の減少などが共通の課題となっています。	
	達成目標	①電話及び手紙によるコミュニケーションを行うことにより、高齢者の安否確認及び孤独感の解消を図ります。 ②本事業が必要な方に届くよう周知を行います。 ③本事業がより有益なものとなるよう、今後のあり方に関して委託元と協議します。	
	対象者	市内在住独居の概ね75歳以上の高齢者	
	時期・頻度	・あんしんコール事業:高齢者ひとりにつき、毎週1回 ・ふれあいレター事業:高齢者ひとりにつき、年間5通目安	
	事業の方法	①-1手紙による高齢者の孤独感の緩和に資する工夫を行います。 ①-2電話にて安否確認等を行います。 ①-3民生委員との連携を図ります。(事業開始時に、担当民生委員へ連絡する。また、5日以上電話をかけても連絡の取れない対象者があった場合は、民生委員へ連絡し様子確認の依頼を行う。) ①-4通話時の異変に対応します。(通話時に異変を感じた際は、民生委員や地域包括支援センターと連携し、現地へ出向き対応する。) ②対象者が減少傾向にあることから、個別の相談で困っている民生・児童委員に対し、モデル的に依頼して利用まで繋げる取り組みを試行します。 ③委託元と、関連事業を含めて今後の事業のあり方について協議を進めます。	
		その他	
実施状況			
今後に向けて			

1.地域福祉協働

1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-13 小諸市ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業(1)就業支援専門員配置等事業/地域福祉係
事業概要	目的	ひとり親家庭等に対する就業支援を担う、「就業支援専門員」を配置し、就業支援の専門性と体制を確保するなど、総合的な支援体制を構築・強化することを目的とする。(実施要領より)
	現状	生活就労支援センター「まいさば小諸」での生活保護受給者等就労自立促進事業でのハローワークとの連携支援の積み重ねにより、就労支援の実績を積んできている。
	達成目標	①こども家庭支援課との打ち合わせや協議をし、本事業における役割を明確にする。 ②被保護者の自立に向けた就労支援を福祉事務所やハローワークなど関係機関と連携し支援を行う。
	対象者	母子家庭及び父子家庭等とする(実施要領より)
	時期・頻度	通年
	内容	①こども家庭支援課と定期的な協議、意見交換の場を調整する。 ②-1母子・父子自立支援員と連携し、職業能力の向上や求職活動等就業についての相談指導等(教育訓練、求職活動当に係る情報提供、助言、指導など)
実施状況	その他	
今後に向けて		

Ⅰ.地域福祉協働

Ⅰ-Ⅰ 法人運営事業

事業名/所管部署		Ⅰ-Ⅰ-Ⅰ4終身サポート事業/総務係	
事業概要	目的	身寄りが無い、あるいは家族等がいても頼ることができない状況にある高齢者がご自身の意思決定に基づき、日常生活支援や身元保証、死後事務等の支援を受けることで人生の最終段階においても安心して生活ができる体制を整えます。	
	現状	身寄りのない方への支援が求められる中で、現状では十分に支援できる制度等はなく、社会的孤立を防ぐための支援が必要な状況です。 三親等以内の身寄りがいない、あるいは身寄りがいても縁が遠く頼ることができない高齢者が徐々に増えています。こうした高齢者のうち、成年後見制度等の公的な支援を申立てることができる高齢者はごく一部で、医療機関への入退院や住み替え、施設への入退所等重大なライフイベントに直面した際支援策がない方が多くいます。また、死亡後の諸手続きや財産処分ができない方も増えています。	
	達成目標	①終身支援における相談窓口を開設し、市民や関係機関から情報収集し、課題を整理します。 ②事業のより良い展開のために事業のあり方を検討します。 ③高齢者の意思決定に基づき、日常生活支援や身元保証、死後事務等の相談、契約及び支援を行い、社会的孤立を防ぎます。 ④終身サポートについて行政を含めた関係機関との支援体制を構築し、連携を図ります。	
	対象者	市内に住民票があり、かつ居住している65歳以上の市民（生活保護受給者を除く）判断能力が十分な方で、本事業の契約内容について判断し得る能力を有していると認められる方。 家族等の身近な支援者がなく、必要な医療やサービスが受けられない恐れのある方。 ただし、金銭管理を希望される方は60歳以上の高齢者に加え、障がい者手帳を所持している方で契約能力のある方を対象とします。	
	事業の方法	時期・頻度	通年 令和7年度は契約者数5名程度
	内容	①終身支援における相談窓口を開設し、終身支援における課題など情報収集を行います。 ②情報収集により上がった課題などを整理し、どのような支援が望ましいか検討します。 ③-1 月1回は訪問または電話にて安否確認を行います。（基本サービス） ③-2 必要な方には金銭管理や財産保全、身元保証支援、死後事務等を行います。 ④-1 事業を運営しながら、課題の確認や必要な環境構築を検討するため、2か月に1回定例会を開催します。	
		その他	
実施状況			
今後に向けて			

1.地域福祉協働

1-2 社協会費事業

事業名/所管部署		1-2-1 社協会費事業 / 総務係
事業概要	目的	地域福祉推進のため、各地区の福祉活動や社協の活動財源として地域住民に理解いただき、納入いただきます。
	現状	令和6年度実績 一般会費:6,987,700円 法人会費:297,000円 年々減少傾向にある中で、近年募金等に関する新聞記事などから「強制ではないか」という声が多く聞かれます。あくまでも任意のものであり、地域住民で福祉を支えるためのものであることを強調しています。また、集金について区役員の皆様に協力いただいておりますが、負担が大きいとの意見もあり、集金方法について検討が必要な状態です。
	達成目標	令和7年度目標額 一般会費:6,700,000円 法人会費:290,000円 ①社協会費納入を通して、地域福祉を推進する会員として関心を持ってもらい、社協活動、地域福祉活動について考える取組とします。
	対象者	住民、小諸市内に事業所のある法人
	時期・頻度	8月初旬
	内容	①-1 各区の協力のもと、チラシ・納付書を全戸配布し、社協会費への理解を深めます。 ①-2 法人や団体へチラシと申込書を送付します。関わりのある法人等には直接依頼を行います。 ①-3 12月に各区へ納付金額の20%を還元します。 ①-4 法人会員は社協広報誌「ささえーる」やホームページに法人名等を掲載します。 ①-5 住民が理解しやすいチラシや情報発信を行います。 ②会費を財源とした新たな事業展開を行います。
実施状況	その他	
今後に向けて		

1.地域福祉協働

1-2 社協会費事業

事業名/所管部署		1-2-2 リフト車・福祉用具貸与事業 / 総務係
事業概要	目的	外出等に制限がある人の社会参加する機会を確保し、その人らしい生活の実現を支援します。
	現状	リフト車貸出契約者数は令和6年度大きく増加がみられました。新規契約者のほとんどが市内福祉施設からの紹介となっています。車いす貸出は継続利用の方が多く、ホームページから事象を知って来られる方もおり、貸出件数は微増となっています。 外出する機会が増え、通院目的に限らず、観光等を目的とする利用者が多くいます。
	達成目標	①より多くの方が本事業を活用できるよう、情報発信方法を工夫します。 ②民間団体や企業と連携し、社協での支援が困難な場合は関連企業等へつなげます。
	対象者	高齢者、障がい者、けが等による一時的な身体不自由者
	時期・頻度	通年
	内容	①-1 受付簿を作成し、利用状況の確認を行います。利用状況についてはシステム上で管理します。 ①-2 リフト車貸出では、年度ごとに契約し、リフト車を貸し出します。 ①-3 定期点検の実施や必要な修繕等を行い、貸出するリフト車や車いすの安全を確保します。 ②-1 利用目的や相談内容をお聞きし、必要に応じて関係機関へつなげます。 ②-2 利用者のニーズに対応できない場合は、レンタカーやタクシー業者、福祉用具業者等をご案内します。
	その他	
実施状況		
今後に向けて		

1.地域福祉協働

1-2 社協会費事業

事業名/所管部署		1-2-3 福祉人材育成/総務係
事業概要	目的	将来の福祉人材を育成します。
	現状	・佐久大学、長野大学の2校の養成校からSW実習ⅠおよびⅡの受入を行っています。(各校2名のⅠ・Ⅱで計8名) ・実習指導者は現在6名。新カリキュラムでのプログラムが昨年度から始まっています。 ・中学校の職場体験の受入は現在依頼なく、行っていません。
	達成目標	①地元の福祉系大学の学生の受け入れを継続し、ソーシャルワークの基本となる個別支援、地域支援を学べる環境を活かした実習プログラムを提供します。 ②よりよい実習時間となるよう養成校や他の実習受入施設と情報交換等の機会に参加します。
	対象者	養成校の学生
	時期・頻度	夏季・春季
	内容	①各系の特色を生かした個別支援と地域支援の連続性のあるプログラムの立案を行います。 ②-1各養成校の情報交換会などに参加します。 ②-2法人内の実習指導者の受講資格のある職員が研修を受け、法人内のチームとして実習指導ができる体制を継続します。
実施状況	その他	
今後に向けて		

1.地域福祉協働

1-2 社協会費事業

事業名/所管部署		1-2-4 災害時等住民支え合いマップ/地域福祉係
事業概要	目的	災害時等、区に誰も取り残さない仕組みづくりを推進します。
	現状	新型コロナウイルス感染拡大や役員の交代により長期間マップの更新ができなかった区より、説明と更新を希望する声があります。要請があった区には職員が出向きマップの意義や活用方法等について説明を行い、区独自で更新を進める場合は更新に係る備品の貸出を行っています。
	達成目標	①情報をマップへ落とし込む過程を通して、地域住民の防災意識の向上を支援します。区の情報を見視覚化することで区内のつながりを再確認し、常日頃から誰も孤立させない支援体制の整備及び強化を図ります。
	対象者	区長、区役員、民生・児童委員、福祉推進委員、地域住民 等
	時期・頻度	・年1回程度(区によって頻度は異なる) ・通年
	内容	①-1各区からの要請に応じて職員が更新の場に同席し、マップの説明を行います。更新の動きがみられない区へはアプローチし、地域住民と連携を図ります。 ①-2区の実情に合わせたマップの更新及び活用方法が標準化できるよう、地域住民とともに検討します。 ①-3社協広報誌「ささえーるこもろ」への記事掲載等、メディアを活用することで本事業の啓発に努めつつ、定期的なマップ更新を促します。 ①-4年に1回各区に調査票を配付し、マップ更新状況を把握します。 ①-5個別避難計画については、引き続き関係機関と協議を重ねます。
	その他	
実施状況		
今後に向けて		

1.地域福祉協働

1-2 社協会費事業

事業名/所管部署		1-2-5 広報活動/総務係
事業概要	目的	当会の事業や地域活動等を紹介し、福祉への理解の啓発を行います。
	現状	広報活動を業務として位置づけ、所管する部署を総務係とし体制整備を図る HPやSNSを使った情報発信 3月号を増版とし、社協情報誌「ささえーるこもろ」の発行（年6回） ささえ愛♡チャンネルの放映（毎日、更新は月1回）
	達成目標	①最新の情報が届けられるよう、HPやSNSを使った情報発信を行います。 ②事業や地域活動の情報を掲載した社協情報誌を年6回以上発行します。 ③福祉をテーマとし、市民目線で分かりやすい内容をささえ愛♡チャンネルで放映します。 ④若年層に向けて社協を知るきっかけ作りを行います。 ⑤モニター制度について再度検討し、導入に向けて取り組みます。
	対象者	住民、関係機関
	時期・頻度	HP、SNS:適時 社協情報誌:年6回 ささえ愛♡チャンネル:毎日（更新は月1回）
	内容	①市内保育園幼稚園に協力を得て、ささえ愛♡チャンネルや社協情報誌に登場してもらい、若年層へ向けたきっかけを作ります。 ②各係の広報委員を中心に、HPやSNSを活用した情報を発信します。 ③地域活動や当会の事業を理解につながるよう、住民目線での記事を作成し、発信してきます。 ④ささえ愛♡チャンネルの視聴率について、コミュニティテレビこもろと研究します。
実施状況	その他	
今後に向けて		

1.地域福祉協働

1-2 社協会費事業

事業名/所管部署		1-2-6 福祉推進委員会の設置・運営支援/地域福祉係		
事業概要	目的	各区に設置し、区の支え合い活動の継続を図ります。		
	現状	全68区に設置されています。構成メンバーや規模、活動内容等は区ごと異なります。委員会が開催される場合は、地区担当者が同席し、委員会体制の現状や課題の把握を行っています。		
	達成目標	①各区福祉推進委員会と連携、情報共有を行うことで活動内容の実態と運営に係る課題を把握します。 ②各区の実情に合った方法で福祉推進委員会が設置されるよう、継続的に相談支援を実施します。		
	事業の方法	対象者	区の支え合い活動に関わる地域住民	
		時期・頻度	通年	
		内容	①年1回の調査票の配付や各福祉推進委員会への同席を行い、地区担当者や生活支援コーディネーターと連携しながら各福祉推進委員会活動の実態把握に努めます。 ②-1設置区に社協会費から年間10,000円の補助金を交付します。 ②-2福祉推進委員会の運営に係る相談支援を行い、区の実情に合わせた運営方法を地域住民とともに検討する場を持ちます。	
		その他		
実施状況				
今後に向けて				

1.地域福祉協働

1-2 社協会費事業

事業名/所管部署		1-2-7 地域福祉活動計画の推進/地域福祉係
事業概要	目的	市と一体的に作成する地域福祉計画・地域福祉活動計画が毎年度の事業計画や中長期経営計画（前：発展強化計画）と連動するよう本計画を推進していきます。
	現状	第1次計画から地域福祉計画・地域福祉活動計画を一体的に策定されています。（～令和6年度まで）令和7年度からの第2期計画の更新に向け、市に提案、連携しながら策定を進めてきました。
	達成目標	①計画の理念や目標の実現に向け、地域福祉の推進に取り組みます。 ②毎年度の事業計画に反映できるよう、地域福祉活動計画の進捗や概要を共有します。
	対象者	市、法人役職員、住民、関係機関
	時期・頻度	適時
	事業の方法	①住民や関係機関、市やと連携しながら施策に取り組みます。 ②法人全体に係る計画でもあり、各事業計画が同じ方向性を持った計画となるよう、法人全体で共有する機会を持ちます。
実施状況		
今後に向けて		

1.地域福祉協働

1-2 社協会費事業

事業名/所管部署		1-2-8 福祉学習/地域福祉係
事業概要	目的	学習を通じて福祉を自分事として捉え、地域共生社会の推進を図ります。
	現状	小諸市内の小、中学校などから福祉学習の依頼を受けています。(令和6年度:小学校2校延べ2回、中学校2校延べ5回、福祉関係事業所1箇所延べ2回)小諸市外の学校に福祉学習に係る物品の貸出を行っています。市内外での福祉学習の実践を視察し、福祉学習に関する情報収集を行っています。(市内小学校1校、佐久穂町)学校と打ち合わせで活用できる福祉学習ガイドブックを改訂しました。
	達成目標	①福祉学習の内容に合わせてコーディネートを行い、市内各機関や当事者と連携しながら学習活動を展開します。
	対象者	小諸市内の小・中学校 等
	時期・頻度	通年
	内容	①-1要望に応じた学習内容を提供するために、法人内の他係や市内事業所、当事者等と連携します。 ①-2市内学校及び地域で福祉への学びの機会が増えるよう、社協広報誌「ささえーるこもろ」への記事掲載やメディアや校長会などを活用して、本事業の周知に努めます。
	その他	
実施状況		
今後に向けて		

1.地域福祉協働

1-2 社協会費事業

事業名/所管部署		1-2-9 地域の居場所づくり事業/
事業概要	目的	すべての子どもを対象としたなかで、子どもに関わる人を増やし、子どもも保護者も安心感が得られる居場所となり、地域の子どもとつながりづくりを目指す。
	現状	[小諸市こども計画策定のための調査結果の概要から] ・相対的貧困過程では、配偶者がいない割合、子育てを主に母親が行う割合が高くなっている。 ・児童扶養手当受給者において「子どものことを考える余裕がない」割合が42.1%にのぼっている。 ・頼れる家族・友人のいずれもない状況にある割合が一定数いる。 ・サマーキッズフェスタ2024の実施から、「夏季休暇に昼食があり過ごせる場」にニーズがみえてきている。
	達成目標	①世代や学校区域を越え、こども同士の交流や多世代との関わりを楽しむことで孤立を防ぎ、さまざまな体験を通して地域を知り、ワクワクドキドキ感が芽生え、生きる力をはぐくむ機会を提供する。 ②長期休暇期間中に自宅以外に過ごす場所がある。
	対象者	市内小学生等
	時期・頻度	①夏季休暇期間中 ②冬季休暇など長期休み期間
	内容	①サマーキッズフェスタ2025の企画運営 ②宿題や食を通じた企画・運営
実施状況	その他	
今後に向けて		

1.地域福祉協働

1-3 介護予防地域支援事業

事業名/所管部署		1-3 介護予防地域支援事業/地域福祉係		
事業概要	目的	高齢者の社会参加を促し、在宅高齢者の福祉の増進を図ります。		
	現状	新型コロナウイルス感染症が5類に移行してから、開催数及び参加者数が大幅に増加しています。各区での開催回数に偏りがありますが、各区の実情に合った活動が行われています。介護予防教室と給食会を併せて実施する区が増加しています。		
	達成目標	①高齢者の身近な地域における交流の場（給食会、介護予防教室、お茶会、世代間交流等）が、住民主体により開催されることを支援します。		
	事業の方法	対象者	市内在住の概ね65歳以上の高齢者	
		時期・頻度	通年 各地区より依頼があった時	
		内容	①-1地区の事業内容の要望に合わせて講師の派遣調整を行うとともに、各区の相談役となり、いつでも対応できる体制を構築します。 ①-2開催が少ない区に対し、地区会等の機会を通して聞き取りを行い、希望に応じて開催に向けた支援を行います。 ①-3地域のニーズにあわせ、ぼらせんこもろや市内福祉施設等と連携して新たな講師を発掘し、内容の充実を図るとともに、設定された基準で講師謝礼金や補助金の交付をします。 ①-4区の希望に合わせて各種備品の貸し出しをします。	
		その他		
実施状況				
今後に向けて				

1.地域福祉協働

1-4 一般高齢者介護予防事業

事業名/所管部署		1-4 一般高齢者介護予防事業/地域福祉係
事業概要	目的	高齢者の社会参加を促し、在宅高齢者の福祉の増進を図ります。
	現状	【健康達人区らぶ】 新型コロナウイルス感染症が5類に移行してから、開催数及び延べ参加者数が増加しました。夏日の開催は熱中症へのリスク管理のため気温に応じて開催中止の促しや開催時間の変更など対応を行いました。 【こもれびサロン】 毎週月曜日・水曜日に定期的に開催しています。仲間づくり、交流の機会となっており、男性参加者も以前と比較し増加しています。
	達成目標	①高齢者の身近な地域における介護予防教室等の実施を通じて、高齢者が要介護状態等となることの防止や虚弱な状態の軽減及び悪化の防止を図ります。人と人のつながりを保つことにより高齢者の生活の質の向上に努めます。
	対象者	市内在住の概ね65歳以上の高齢者
	時期・頻度	【健康達人区らぶ】各区において月1回程度開催 【こもれびサロン】週2回程度開催
	事業の方法	【健康達人区らぶ】 ①-1事業目的に沿った内容となるよう月毎のテーマを設定し、テーマごとに専門職の意見等を参考にしながら内容の充実を図ります。 ①-2参加者や開催回数の少ない区に対して、参加者及び回数が増えるよう働きかけを行います。 ①-3高齢者が身近な地域における人と人のつながりを維持できるよう、継続的な参加や該当者の新規参加を促すための工夫を図ります。 ①-4四季に合わせた実施環境を整え、参加者の体調リスクに配慮した開催をします。 【こもれびサロン】 ①-1高齢者の興味関心を通しての介護予防・仲間づくり・参加者同士の交流・健康相談の継続を図ります。 ①-2新規利用へつなげるため新たな内容を取り入れるとともに、情報誌やHPなどを活用し、市民へ活動の周知を図ります。
	その他	
実施状況		
今後に向けて		

1.地域福祉協働

1-5 小口資金貸付事業

事業名/所管部署		1-5 小口資金貸付事業/総務係		
事業概要	目的	緊急的かつ一時的に資金が必要と認められた者に貸付をすることで、生活支援・生活再建を図ります。		
	現状	「給料日や年金支給日まで生活費が不足している」「突発的な支払いにより生活費が不足している」「ライフラインの支払いが一時的に困難」などの相談があります。慢性的に収入が低い世帯の相談が多く、生活保護申請中や受給中の相談者への貸付が4割程度を占めています。年1回償還督促業務をおこない、生活状況の把握、不能欠損処理等をおこなっています。		
	達成目標	①貸付を希望する背景や生活課題の全体像を捉え、生活困窮者自立支援事業や行政と連携・連動しながら、生活再建につながるよう相談支援をします。 ②貸付後の償還状況把握、生活状況や家計状況等確認のフォロー支援をおこないます。		
	事業の方法	対象者	市内在住者	
		時期・頻度	通年	
		内容	①-1 貸付を希望する背景に着目し、他制度や他機関が優先できる場合は紹介、他機関へつなぎます。 ①-2 緊急時には市と連携しながら一時的な貸し付けをおこないます。 ②-1 貸付後、返済計画に基づく返済時に生活状況の聞き取りを行い、貸付後の経過について確認し、必要な場合には相談支援を行います。 ②-2 返済が滞った場合、電話連絡や訪問をし生活状況の確認、相談支援を行います。	
		その他		
実施状況				
今後に向けて				

1.地域福祉協働

1-6 生活福祉資金貸付事業

事業名/所管部署		1-6 生活福祉資金貸付事業/総務係
事業概要	目的	長野県社会福祉協議会から委託を受け、低所得者、障がい者・高齢者世帯に対する資金貸付の相談窓口、申請手続きを支援し、生活支援・生活再建を図ります。 ※資金の貸付元は長野県社会福祉協議会
	現状	①県社協貸付担当と随時相談し、生活再建につながるよう相談支援、申請手続きをおこなっています。新型コロナウイルス特例貸付は令和4年9月末ですべて終了しそれ以降は従来の生活福祉資金貸付制度で対応しています。傾向としては母子世帯の教育支援資金貸付や緊急小口資金の相談が多いです。 ②令和6年11月末に貸付元より全借入者に対し、貸付状況のお知らせが送付されたことで償還に関する相談も微増しています。相談内容に対して適切な相談先を紹介するとともに、電話相談・面談による借入者の現状の把握に努め、相談支援を継続しています。 ③令和5年1月1日から新型コロナウイルス特例貸付の返済が開始され、主に借受人が外国籍、高齢者、何らかの特性がありひとりでの文章理解や手続きが困難な方の問合せ対応や免除申請・償還猶予申請の手続き支援、返済が困難な方への相談支援を継続しています。
	達成目標	①貸付を希望する背景や生活課題の全体像を捉え、生活困窮者自立支援事業や行政と連携・連動しながら、生活再建につながるよう相談支援をします。 ②償還相談等について丁寧に現在の生活状況を聞き取り、生活困窮者自立支援事業や行政と連携・連動しながら、生活再建につながるよう継続的な相談支援につなげます。 ③特例貸付実施世帯に対し、アウトリーチにより償還に関するフォローアップ支援を実施し、必要な相談支援につなげます。
	対象者	市内在住者
	時期・頻度	通年
	内容	①-1 貸付を希望する背景に着目し、他制度や他機関が優先できる場合は紹介、他機関へつなぎます。 ①-2 アセスメントの上貸付が必要と考えられる世帯の、書類作成等申込支援を行い、長野県社会福祉協議会へ申請を実施します。 ②-1 貸付後、状況に応じて必要な時には、電話連絡や訪問をし生活状況の確認、相談支援を行います。 ②-2 長野県社会福祉協議会の償還指導に協力します。 ③特例貸付を実施し、返済が滞っている世帯に対して、フォローの必要の高い世帯を優先に、アウトリーチにより効果的なフォローアップ支援を行います。
	その他	
実施状況		
今後に向けて		

1.地域福祉協働

1-7 生活困窮者自立支援事業

事業名/所管部署		1-7-1 生活困窮者自立相談支援事業/ 地域福祉係(小諸市生活就労支援センターまいさば小諸)
事業概要	目的	生活困窮者が抱える多様で複合的な困難に対して、相談に応じ、必要な情報提供や助言をおこなうとともに、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画の作成、就労支援等さまざまな支援を一体的かつ計画的におこなうことにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。
	現状	世代や属性に捉われないすべての相談者、世帯に対して伴走支援を行なっています。複合化、複雑化した困難を抱える相談者や世帯が多くなっています。各種丁寧な相談対応、関係機関への責任あるつなぎ、世帯を取り巻く支援ネットワークの構築をしています。 (令和6年度上半期は新規相談件数月平均13件、相談対応延べ件数月平均444回。)
	達成目標	①経済困窮、社会的孤立等様々な課題に対して状況に応じた支援を行い、生活保護に至る前の段階からの自立の促進を図ります。
	対象者	生活保護受給者を含まない、生活に困窮している方。
	時期・頻度	通年
	内容	①-1相談者の困りごとに寄り添い、多機関多職種と連携し伴走支援をします。 ①-2支援プランを作成し支援調整会議で関係機関との役割分担等について調整をおこないます。 ①-3必要に応じてハローワークへ同行支援をします。
	その他	
実施状況		
今後に向けて		

1.地域福祉協働

1-7 生活困窮者自立支援事業

事業名/所管部署		1-7-2生活困窮者家計改善支援事業/ 地域福祉係(小諸市生活就労支援センターまいさぼ小諸)
事業概要	目的	家計収支全体の改善等を図る観点から、生活困窮者の家計等に関するきめ細やかな相談支援を強化して家計管理能力を高めることを計画的に支援します。
	現状	家計の状況を把握、現状に至った背景を探り、助言や関係機関(ライフライン業者)との連絡調整を行なっています。債務相談については法テラスに依頼し弁護士相談を調整し同席しています。
	達成目標	①家計の可視化を図り、相談者と共に課題への対策を考え、生活再建につながる支援をします。
	対象者	生活に困窮し、家計収支のバランスが崩れ、家計収支の改善や家計を管理する能力を高める支援が必要と認めた方。
	時期・頻度	通年
事業の方法	内容	①-1相談者自身による家計における課題発見にかかわる支援を行います。 ①-2家計における目標を設定し、家計の再生に向けた支援を行います。 ①-3支援対象者自ら家計管理を継続していける支援を行います。
	その他	
実施状況		
今後に向けて		

1.地域福祉協働

1-7 生活困窮者自立支援事業

事業名/所管部署		1-7-3 生活困窮者就労準備支援事業/ 地域福祉係(小諸市生活就労支援センターまいさぼ小諸)
事業概要	目的	一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的に支援します。
	現状	令和6年9月から就労支援プログラム「ほっと♡サロン」を開催しています。一般就労を目指す相談者同士が交流できる場として3名の方に参加していただいています。 令和6年度上半期プチバイトの利用人数は4名でした。新たに5件の企業・事業所にプチバイト登録をしていただきました。
	達成目標	①就労へ向けた準備期間の支援を通して、自立若しくは他機関とつながるまで支援します。 ②就労体験(プチバイト)の場を開拓し、相談者が地域の事業所、企業等と繋がり社会体験ができる機会の場の提供に取り組みます。 ③本事業の目指す姿について理解を深め、事業展開に活かせるよう取り組みます。
	対象者	生活に困窮し、就労までに準備が必要と認めた方。
	時期・頻度	通年
	内容	①-1日常生活自立・社会自立・就労自立に関する支援の視点で就労準備支援プログラムの作成し、支援を行います。 ①-2「ほっと♡サロン」を定期的で開催していきます。 ②プチバイト事業所の開拓に取り組みます。 ③他市まいさぼに情報収集を行い、県社協に助言を仰ぎ、研修などに参加します
実施状況	その他	プログラム作成支援の実施期間は1年を超えない範囲となります。
	今後に向けて	

1.地域福祉協働

1-7 生活困窮者自立支援事業

事業名/所管部署		1-7-4 子どもの学習・生活支援事業「まなびあえる」/ 地域福祉係(小諸市生活就労支援センターまいさぼ小諸)
事業概要	目的	生活保護世帯、生活困窮者世帯、児童扶養手当制度及び就学援助制度を活用する世帯を対象とし、基礎学力の向上のための学習や学習の場所・機会の提供などを通じ、高等学校への進学及び卒業を支援する事で子どもの将来の社会的自立を促し、貧困の連鎖を防止します。
	現状	令和6年度上半期では2名の利用者に対して実施をしています。 集合型で、社協を会場とし毎週金曜日に週末の宿題や自主学習を進めています。 また、ひきこもり傾向のある生徒には、自宅から出ることや身体を動かすことを目的に、運動を実施するなど、利用者に合わせた伴走支援を行なっています。
	達成目標	①事業を必要としている方へ行き渡るよう周知や関係機関との連携を図ります。 ②学習習慣の定着や生活力の向上等を目的に、環境や内容等、個々に合わせた支援を柔軟に行い、利用者のみならず世帯全体の支援を可能とし貧困の連鎖を止める一助になるよう努めます。
	対象者	生活保護世帯、生活困窮世帯、児童扶養手当制度及び就学援助制度を活用する世帯の小学生から中学生までを対象と認めた児童・生徒。
	時期・頻度	通年。 原則として週に1回、訪問の場合は1日2時間以内、施設開所の場合は1日5時間以内での実施。
	内容	①-1行政関係課、教育機関、関係機関と連携を図りながら、事業が必要な方に情報が届くよう周知します。 ②-1学習支援として、学校の勉強や課題等の全般的な学習支援の他、学習習慣の定着を目指し対象者の状況に応じた支援を行います。また適時関係機関と情報共有を行います。 ②-2その他、対象者及びその保護者に対して、日常生活や家庭での学習・生活習慣についても助言及び支援を行います。
事業の方法	その他	
	実施状況	
今後に向けて		

Ⅰ.地域福祉協働

Ⅰ-7 生活困窮者自立支援事業

事業名/所管部署		1-7-5 小諸市被保護者就労支援事業/地域福祉係		
事業概要	目的	被保護者の就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業を実施し、被保護者の自立の促進を図ることを目的とします。(実施要領より)		
	現状	生活就労支援センター「まいさば小諸」での生活保護受給者等就労自立促進事業でのハローワークとの連携支援の積み重ねにより、就労支援の実績を積んできている。		
	達成目標	①福祉事務所との打ち合わせや協議をし、本事業における役割を明確にする。 ②被保護者の自立に向けた就労支援を福祉事務所やハローワークなど関係機関と連携し支援を行う。		
	事業の方法	対象者	福祉事務所が就労可能と判断する被保護者であって就労による自立に向け個別支援を行うことが効果的と思われる者のうち、本事業への参加を希望する者(実施要領より)	
		時期・頻度	通年	
		内容	①福祉事務所と定期的な協議、意見交換の場を調整する。 ②-1対象者への就労支援(相談、助言、求職活動への支援・同行、連絡調整など)	
その他				
実施状況				
今後に向けて				

1.地域福祉協働

1-8 ボランティアセンター運営事業

事業名/所管部署		1-8 小諸市市民活動・ボランティアサポートセンター運営事業/総務係
事業概要	目的	市民活動等を総合的に支援するとともに、その推進を図ります。
	現状	・ボランティアコーディネーターを2名配置し、市民活動を支援しています。 (令和6年度実績) ・センター登録数 個人61、団体140 ・市民活動に関する情報発信 ホームページ投稿数 17件/月 ・市民活動等に関する相談・コーディネート 64件/月 ・市民活動の促進を図るためのセンター事業 年5回開催
	達成目標	ボランティアコーディネーターを配置し、市民活動に興味がある方とつながり、活動を後押しすることで市民活動を広げていきます。
	対象者	市民活動を行っている人、これから行おうとしている人(興味がある人)など
	時期・頻度	通年
	事業の方法	内容 ①-1市民活動等に関する情報の収集、提供及び発信をします。 ・活動の取材やインターネット・新聞等による情報収集 ・ホームページ・facebook・Instagramの更新、広報こもろへの掲載 ①-2市民活動等に関する相談・コーディネートをします。 ・活動資金・拠点、仲間集めに関すること等、市民活動に有用な情報を提供 ・活動したい人・してほしい人をそれぞれのニーズに合わせてマッチング ①-3市民活動等に関する啓発及び人材育成に取り組みます。 ・活動に興味がある人と新たにつながるため、地域や企業等へ出向く ・活動者をゲストスピーカーとして、市民活動に関する講座を開催 ①-4市民活動等に関する活動及び交流の機会の提供に取り組みます。 ・情報交換会を年数回開催 ①-5適切なセンターの維持管理を行います。
その他		
実施状況		
今後に向けて		

1.地域福祉協働

1-9 高齢者福祉センター運営事業

事業名/所管部署		1-9 高齢者『こもろ元気』事業 /総務係
事業概要	目的	高齢者が心身ともに健康で明るい生活を送るよう推進します。
	現状	こもれび利用者は入浴を含めてコロナ禍から徐々に利用増となっています。 今年度も『こもれび講座』を開設し、様々なテーマで開催しています。心身共に健康維持を目指すものとして、多様なテーマで実施しました。
	達成目標	①高齢者が要介護状態等となることの防止や虚弱な状態の軽減、生活機能を維持するための各種講座を開催し、健康の増進につなげます。 ②高齢者クラブの活動に対する運営支援を行います。
	対象者	市内在住の60歳以上の高齢者
	時期・頻度	【こもれび】 通年 【こもれび講座】 6ヵ月に1回
	内容	①-1施設の適切な管理運営を行います。 ①-2各種相談事業及び健康の増進、教養向上及びレクリエーションに関する企画及び実施、特に自主事業(こもれび講座)の企画実施に努めます。 (試験的に実施した内容を分析、高齢者の関心がある講座を企画し、内容はジャンルを問わず無料・有料講座を企画し、気軽に体験してもらえよう働きかける。) ①-3社協報や広報こもろ、HPなど活用し広報活動をするともに、参加者が広報媒体となることを期待し、参加者が増えるよう努めます。 ②高齢者クラブ活動・運営に対する支援に取り組みます。
	その他	
実施状況		
今後に向けて		

1.地域福祉協働

1-10 生活支援体制整備事業

事業名/所管部署		1-10 生活支援体制整備事業/地域福祉係
事業概要	目的	高齢者が住み慣れた地域で在宅生活を続けるため、支援体制の充実及び強化を図ります。
	現状	・第1層生活支援コーディネーターを1名、第2層生活支援コーディネーターを2名配置して活動しています。 ・小諸市にある様々な機関と連携し、地域資源の発見・創出に努めています。 ・令和6年度は昨年度から引き続き「福祉施設の空き車両を活用した移動支援」の取り組みを進めました。また、新たな地域課題として「雪かき・草刈り」への対応を検討しています。 ・佐久圏域の生活支援コーディネーターを訪問し、つながりをつくるとともに、各市町村の取り組みに関する情報収集を行っています。
	達成目標	①介護保険では対応しきれない潜在的なニーズを把握するために、健康達人区らぶや介護予防教室等の元気高齢者の声を集めます。 ②他事業所と協働し、ニーズと生活支援等サービスのコーディネートを行うことで、ニーズの解消に努めます。
	対象者	市内在住の概ね65歳以上の高齢者
	時期・頻度	通年 ・生活支援体制整備推進会議は年4回開催。 ・生活支援コーディネーター連絡会議は毎月1回開催。
	内容	①地区担当や健康達人区らぶ、介護予防教室等の参加者と連携し、地域課題の実態把握に努めます。 ②-1第1層（市全域）及び第2層（市内の各中学校区域）を単位とし、地域資源の創出とニーズとサービスのマッチング活動等を行います。 ②-2関係者間の連携・情報共有の場として生活支援体制整備推進会議の設置及び運営を行います。 ②-3毎月小諸市、地域包括支援センターと連絡会議を開催し、定期的に情報交換を行います。
	その他	
実施状況		
今後に向けて		

Ⅰ.地域福祉協働

Ⅰ-ⅠⅠ ファミリーサポートセンター運営事業

事業名/所管部署		1-11 小諸市ファミリーサポートセンター事業/総務係		
事業概要	目的	地域における育児の相互援助活動を推進します。		
	現状	・会員数は、依頼会員73名（前年度+12名）、提供会員28名（前年度-1）、両方会員3名（前年度±0）です。 ・市内店舗等へのチラシ・ポスター掲示をお願いし、ファミサポ通信1回発行予定です。 ・他団体主催イベントでの事業説明を5回、講習会を2回開催予定です。 ・交流会を2回開催します。 ・他市町村の講習会を見学する予定です。 ・依頼子ども傷害保険、提供会員傷害保険、賠償責任保険に加入しています。		
	達成目標	①乳幼児や小学生などの子育て中の依頼会員（預ける側）と、子どもの保育活動の援助を希望する提供会員（預かる側）が安心して活動できるよう相談、連絡調整を行います。 ②会員が活動に必要な講習や情報交換の機会を提供します。 ③活動保険への加入や緊急連絡体制など市との連携を図ります。		
	事業の方法	対象者	依頼会員：市内に居住する方で、援助を必要とする子どもをお持ちの方 提供会員：市内に居住する方で、心身ともに健康で自宅または依頼会員の自宅で子どもを預かれる方	
		時期・頻度	通年	
		内容	①-1 会員数の増加に向け、事業内容の周知等の広報を行います。 ①-2 会員への情報提供を行います。 ②-1 相互援助に必要な知識を付与する説明会、講習会の開催します。 ②-2 会員同士の交流を深め、情報交換の場を提供します。 ③-1 事業実施内容の向上のため、先進地視察および情報収集を行います。 ③-2 緊急時対応マニュアル等を整備し、市と連携を密に図り、活動に必要な保険の加入及び支払い手続きを支援します。	
		その他	①5年に1回のフォローアップ講習（救急救命講習・事故防止に関する講習）の実施を周知 ②講習会を2回実施	
実施状況				
今後に向けて				

2.共同募金配分金事業

2-1 高齢者福祉事業

事業名/所管部署		2-1 ひとり暮らし高齢者交流事業/地域福祉係		
事業概要	目的	ひとり暮らし高齢者の福祉増進を図ります。		
	現状	・ボランティア団体などの調整やカラオケを通して、レターの会や参加者同士の交流に繋がりました。 ・レターの会より案内状を約360通送付しましたが、それに対する反応が少なく、当日の参加者も減少傾向にあります。		
	達成目標	①本事業の対象者と担当者が一堂に会し、親睦を深めることと併せて市内に在住するひとり暮らし高齢者同士が交流する機会を持つことで、横のつながりを創り、意欲的な生活を送れるようにする。人と人とのつながりを保つことにより高齢者の生活の質を向上に努めます。		
	事業の方法	対象者	ふれあいレター・あんしんコール対象者 (市内に住む独居の概ね75歳以上の方)	
		時期・頻度	ふれあいレターの会と開催時期を協議し年1回	
		内容	対象者と実施者が相互に交流できる機会の継続に向け、参加者が減少傾向にあることや開催内容などについてレターの会、あんしんコール実施者と協議し、今後の開催方法について検討していきます。	
		その他	参加費300円(お茶・お菓子代として) 当日のみのボランティア保険に加入	
実施状況				
今後に向けて				

2.共同募金配分金事業

2-2 障がい児・者福祉事業

事業名/所管部署		2-2-1 ふれあいまつり障害者作品展覧会/地域福祉係	
事業概要	目的	障害の有無に関わらず共に楽しみふれあう機会を設けます。	
	現状	前年に引き続き、社会福祉大会と同時開催しました。開催までに3回の実行委員会により内容を協議し、以下のイベントを実施しています。 福祉事業所などで作られた作品展覧(ふれあい美術展)・イエローリボン運動(イエローリボンツリー)・福祉事業所、市内の店舗による飲食物や雑貨の販売(ふれあいマルシェ)・食品ロスをしていないことを目指す(フードドライブ)・来場者の応援メッセージを届ける機会(色紙の配付)・社会福祉大会、ボッチャ大会の参加者との繋がりを作る機会(金券)・無料で気軽に楽しめるイベント(お菓子のすくい取り)を行っています。	
	達成目標	①市内の福祉施設や福祉団体、ボランティア等で実行委員会を結成し、開催内容について協議し、実施します。	
	対象者	市民	
	時期・頻度	12月の障がい者週間を中心に開催	
	事業の方法	①-1実行委員会で内容を協議、決定し、役割分担をしながら企画実施します。 ①-2関連するイベント等と同時開催し、多くの方に障がいへの理解に係る取り組みとなるよう努めます。 ①-3関連するイベント等との繋がりができるように工夫します。	
実施状況			
今後に向けて			

2.共同募金配分金事業

2-3 住民全般福祉事業

事業名/所管部署		2-3-1 小諸市社会福祉大会(共同募金配分金事業) /総務係	
事業概要	目的	地域共生社会への思いや意識啓発にかかる取組みをより多くの市民へ届けます。	
	現状	社会福祉大会と併せてポッチャ大会、ふれあいまつり・障害者作品展示会を同時開催とし、多くの方が集えるようなイベントを企画した。	
	達成目標	地域共生社会に実現に向けた取組みとなるよう開催します。	
	事業の方法	対象者	市民
		時期・頻度	年1回
		内容	「活動を続けていて良かった」と感じて貰えるよう、被表彰者(団体)の活動に関する映像を流すなど、工夫を重ねながら表彰式を行います。 また社協全体で社会福祉大会と併せてポッチャ大会、ふれあいまつりを盛り上げ、多くの方の福祉の理解につながる取組みとなるよう努めます。
その他			
実施状況			
今後に向けて			

2.共同募金配分金事業

2-3 住民全般福祉事業

2-3 住民全般福祉事業

事業名/所管部署		2-3-2緊急援護事業/総務係		
事業概要	目的	住居等が災害その他緊急援護を必要とするとき赤い羽根共同募金の一部を充当し、限度内において援助します。		
	現状	住居の火災による全焼・全壊、半焼・半壊などの火災規模により、見舞金を支給しています。 ※災害規模は市の見舞金支給と合わせ、県共同募金会へ事後請求 令和5年度は1件。例年5件程度に支給。		
	達成目標	①市内で火災が発生し、居住に被害があった際には、市や日赤小諸市地区などの関係機関と情報共有し、速やかに支給を行います。		
	事業の方法	対象者	小諸市民	
		時期・頻度	適時	
		内容	①-1火災が起きた際に、市や日赤小諸市地区などと情報共有を行う。必要に応じて、その他必要な支援を関係機関につなぎます。 ①-2火災規模や対応内容を記録し、見舞金支給に向けた調整を行います。(被見舞者の訪問日の調整は市福祉課) ①-3支給後、県共同募金会へ請求事務を行います。	
		その他		
実施状況				
今後に向けて				

2. 共同募金配分金事業

2-3 住民全般福祉事業

事業名/所管部署		2-3-3 緊急食糧等提供事業/地域福祉係		
事業概要	目的	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合などに食糧等の生活に必要な物をお渡しすることで、世帯の自立を促し、円滑な社会生活を送れるように支援します。		
	現状	食糧は備蓄倉庫、第3会議室、廊下キャビネットで保管しています。 原則は再利用期間が6ヶ月を越えてなければ使用できませんが、提供者との関係を切らさないよう 6ヶ月以内にも食糧支援を実施しているケースがあります。 地域住民から衣類やお米の寄付をいただいたり、カープスフードドライブ、小諸商工会議所女性部から食糧寄付の予定しています。小諸市社会福祉大会でもフードドライブを実施しています。		
	達成目標	①緊急的な支援として食糧等を希望される方へ提供します。 ②食糧提供が必要な事例が多いことから、現行の運用の見直しを検討します。		
	事業の方法	対象者	小諸市在住者	
		時期・頻度	通年	
		内容	①緊急かつ一時的に生計の維持が困難な方へ食糧等の提供を行います。 < 提供品 > 大人2~3日分の食糧(世帯人数分) 乳幼児・要介護には必要物品を提供 日用品(シャンプーやトイレットペーパー等) ②再利用までの期間が現行で妥当であるのか利用状況を確認しながら検討していきます。	
	その他			
実施状況				
今後に向けて				

3.障がい福祉サービス事業

3-1 障がい児・者相談支援事業

事業名/所管部署		3-1 指定障がい児相談支援・指定特定相談支援事業/在宅支援係		
事業概要	目的	障がい児、者の方に対し、自立支援の視点でアセスメントを行い、ニーズに沿いつつ、在宅生活の継続ができるよう、地域資源の活用を視野に含めたサービス等利用計画案を立案します。		
	現状	利用登録者数は障がい者48名／障がい児16名、計64名（月平均 障がい者10名、児童3名） サービス利用開始・更新時の担当者会議で、モニタリング会議頻度はサービス内容や利用者の心身状況、家庭状況など加味して協議するため、3～6か月に一度の開催予定です。 モニタリング実施時期以外でも、必要な相談・サービス調整があれば、電話相談や自宅・事業所訪問等実施し、他機関との連携も行っています。 小諸市福祉課より障害福祉サービスの希望のケース依頼は多いが、相談支援専門員が2名、他業務との兼務ありますが、新規ケースの受け入れを進め、障がい者2名・障がい児1名受け入れできました。		
	達成目標	①月平均 大人35人、児童10人の相談対応を目指します。 ②これまで他事業で培った知識を活かした相談支援事業にします。		
	事業の方法	対象者	障害者手帳、療育手帳等を有し、障害福祉サービス利用希望のある方。	
		時期・頻度	通年 サービス利用開始・更新時の担当者会議で、モニタリング会議頻度はサービス内容や利用者の心身状況、家庭状況など加味して協議するため、3～6か月に一度の開催予定です。	
		内容	①-1 一人ひとりの心身状態に即したアセスメント実施し、個別支援計画作成し、障がい特性に応じた発達支援や課題の解決に向けた支援と、将来の自立と社会参加を目指します。 ①-2 支援を必要とする子ども、家庭に働きかけて、当該子ども、家庭に必要な生活上の機能や役割が円滑に果たされるよう、また回復できるよう支援します。 ②-1 地域社会への参加、包容を推進するため、子育て支援機関、教育機関、地域との連携を図りながら支援を行います。	
		その他	・令和8年度以降の事業継続・他事業開拓を見据え、選ばれる事業所になるよう、積極的に研修の参加を行い、職員の質の向上に努めます。 ・運営規定を見直し、事業の実施地域を拡大し（東御市）、利用者の獲得に努めます。 ・在宅生活の継続のため、医療機関や地域資源との連携に努めます。	
実施状況				
今後に向けて				

3.障がい福祉サービス事業

3-2 福祉有償運送サービス事業

事業名/所管部署		3-2 福祉有償運送事業/在宅支援係
事業概要	目的	バス、タクシー、電車などの公共交通機関の利用をすることが困難な方へ、外出や社会参加、余暇活動参加のため、有償で車両による送迎サービスを行います。
	現状	福祉有償運送事業は現在の登録者数は27名、うち定期利用者は5名です。社協内の有資格運転手は17名で、小諸市内には2事業所のみです。 平日午前中を中心に事業を行っています。医療機関への受診を主に、買い物や余暇活動の交通手段となっています。 事業の中で課題が生じた際は行政、医療機関等と連携して対応しています。
	達成目標	①交通ルールを遵守し、バス、タクシー、電車などの公共交通機関の利用をすることが困難な方への外出支援や社会参加の機会を提供します
	対象者	小諸市民 公共交通機関の利用の厳しい、要介護認定者または障害者手帳の交付を受けた方（登録制）
	時期・頻度	平日（月曜～金曜日）8時30分から17時まで ※祝祭日、8月13日から8月16日及び12月29日から1月3日を除きます。
	内容	①-1 利用登録制であるため、新規利用希望者について受け入れ時に面談し、互助共助の有無、公共交通機関の利用や他の地域資源の可能性も確認します。 ①-2 他のサービスが適切と判断すれば、つなぎ役をします。 ①-3 事業対応は福祉有償運転手講習修了者のみとします。 ①-4 利用状況によっては、登録者の同意を得て、他機関との協働をします。
	その他	小諸市に社協含め2事業所のみであり、交通手段・地域資源として必要性が高く、行政や医療機関等から照会があります。事業の次期更新は令和10年頃です。 登録者の利用に関しては、ニーズに対し柔軟な対応ができるよう、正規職員の福祉有償運送運転手講習受講を推奨し、確保しています。また運送対価・料金については「小諸市福祉有償運送運営協議会」にて検討していきます。
実施状況		
今後に向けて		

4.地域包括支援センター運営事業

4-1 地域包括支援センター運営事業

事業名/所管部署		4-1-1 総合相談支援業務/地域包括支援センター運営事業	
事業概要	目的	高齢者の生活に関する総合相談窓口機能を果たすとともに、課題解決ネットワーク構築に努めることで、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる地域づくりを推進します。	
	現状	高齢者本人、家族、医療関係者、民生・児童委員をはじめとする地域の方々から生活上の困りごとについて相談いただき、制度や資源のご紹介や関係機関との連携を行っています。介護保険制度や相談窓口の周知のための研修を市各種講座や関係諸団体、企業等での学習会や講習会にて開催しています。	
	達成目標	① 高齢者の生活に関する相談にワンストップで応じ、窓口機能を果たします。 ② 身近な相談窓口としての役割を果たすため、制度や相談窓口周知のための研修を様々な場所・機会にて随時開催します。 ③ 関係機関と多様なネットワークを構築し、そのネットワークの質を高め複合的な課題の解決を図ります。	
	対象者	・ 市内在住の概ね65歳以上の方とその関係者 ・ 介護保険第2号被保険者で介護保険サービス利用の対象となる方	
	時期・頻度	通年	
	内容	① 高齢者の介護や保健医療、生活等の相談に総合的に応じ、支援や各種調整を行います。 ② 「身近な相談窓口」としての機能が果たせるよう、市民や民生・児童委員等の関係諸団体、企業等にて介護保険制度や相談窓口の周知を目的とした研修を随時開催します。 ③ 個別ケースを通して関係機関との連携を図るとともに、組織間連携の強化に向けて情報共有の機会の創出に取り組みます。	
その他			
実施状況			
今後に向けて			

4.地域包括支援センター運営事業

4-1 地域包括支援センター運営事業

事業名/所管部署		4-1-2 権利擁護業務/地域包括支援センター運営事業
事業概要	目的	高齢者虐待の防止、成年後見制度の活用、消費者被害防止等、高齢者の権利・利益の保護に努めるとともに、関係機関とのネットワーク構築に努めることで、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる体制を作ります。
	現状	高齢者の権利を守るため、行政各課や社協内、介護支援専門員や介護保険サービス提供事業所、関係機関との連携をしています。 特に高齢者虐待に関しては、被虐待者の安全の確保と相談の終結に向けた支援を行うほか、定期的な虐待コアメンバー会議の参加により切れ目のない連携をしています。
	達成目標	① 行政と連携し、高齢者虐待の早期発見に向けたネットワークを構築していきます。また、関係機関と連携し、高齢者虐待の早期解消に取り組みます。 ② 判断能力の低下した方の権利が守られるよう、成年後見制度等の活用を提案し、関係機関と連携します。 ③ 消費者被害防止に向けて、関係機関と連携します。
	対象者	市民
	時期・頻度	通年
	内容	① 関係機関と連携し、高齢者虐待防止に関する啓発活動を行います。また、虐待発生事案に関しては早期解消に向けた支援を行います。 ② 個別ケースを通して関係機関との連携を図るとともに、組織間連携の強化に向けて情報共有の機会の創出に取り組みます。
	その他	
実施状況		
今後に向けて		

4.地域包括支援センター運営事業

4-1 地域包括支援センター運営事業

事業名/所管部署		4-1-3 包括的・継続的ケアマネジメント業務/地域包括支援センター運営事業
事業概要	目的	介護支援専門員や地域の関係機関、医療機関、行政機関等との連携、社会資源の活用により、切れ目のない支援体制の構築に取り組みます。
	現状	長野県介護支援専門員協会協力のもと、行政と協働しケアプラン点検事業を実施しています。併せて、指導内容を踏まえたアドバイス等を介護支援専門員に対し個別に行っています。また、介護支援専門員連絡会主催の学習会や地域包括支援センター主催の学習会を通して市内介護支援専門員の底上げを図っています。
	達成目標	① 各種会議や個別ケース等のやり取りを通して、介護支援専門員や介護保険施設等と相互理解を深めます。 ② ケアマネジメントに関する相談助言等を通して、介護給付適正化の一助となります。 ③ 介護支援専門員等に地域包括ケアを見据えた議題提供を行い、共通意識を高め、地域生活課題の解決に取り組みます。
	対象者	介護支援専門員等の専門職、医療ソーシャルワーカー等高齢者の医療や介護の相談を担当する者、行政等
	時期・頻度	通年
	内容	① 介護支援専門員等専門職の相談の場となり、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師等の専門性を生かした支援を行います。 ② 行政と協働しながらケアプラン点検事業を実施し、適正なケアプラン作成について介護支援専門員と一緒に考えていきます。 ③ 介護支援専門員連絡会の学習会や事例検討会等、自己研鑽につながる学習会の企画運営に取り組みます。
実施状況 今後に向けて	その他	

4.地域包括支援センター運営事業

4-1 地域包括支援センター運営事業

事業名/所管部署		4-1-4介護予防ケアマネジメント業務及び第1号介護予防支援事業/地域包括支援センター運営事業		
事業概要	目的	高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐための取り組みをすすめます。		
	現状	通所型サービスC事業は全2回、いずれも10名の定員で週1回、半年間の短期集中型訓練指導（運動、食事等）を実施しました。また、通所型サービスB事業は閉じこもり防止と交流の機会を得る目的で参加を継続しています。		
	達成目標	通所型サービスB（住民主体による支援）、通所型サービスC（短期集中予防サービス）のマネジメントを通して、ハイリスク高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぎます。		
	事業の方法	対象者	・概ね80歳までの対象年齢（76歳、78歳および80歳）の高齢者で、基本チェックリストのうち「運動器機能低下」に該当する者 ・基本チェックリストのうち、「閉じこもり」「うつ」「認知症」何れかの項目に該当する65歳以上の市民	
		時期・頻度	通所型サービスC事業は半年間、年2回 通所型サービスB事業は通年、毎月第2・4水曜日午前中	
		内容	① 基本チェックリスト及び本人・家族との面接により、運動及び移動、日常生活、社会参加、健康管理の各領域の課題を分析します。 ② 本人と協働し、ハイリスク高齢者が要介護状態になることをできる限り防げるよう、短期集中プログラム・住民主体型支援プログラム利用のためのケアプランを作成します。 ③ 短期集中予防サービス利用者に対しては、サービス終了後のセルフプラン実現に向けたアドバイスを行い、生活機能の維持向上に努められるよう支援します。 ④ サービス提供事業所・団体と連携します。	
		その他		
実施状況				
今後に向けて				

4.地域包括支援センター運営事業

4-1 地域包括支援センター運営事業

事業名/所管部署		4-1-5 認知症に関する取り組み/地域包括支援センター運営事業
事業概要	目的	認知症になっても、本人や家族が地域で安心して生活できる地域づくりを推進します。
	現状	行政及びキャラバンメイト連絡会と協働し、認知症の方への理解を深めるための様々な啓発活動を行いました。具体的には中学生や福祉団体職員等を対象とした認知症サポーター養成講座の開催や、多様な媒体（動画、ポスター、各種イベント）を活用した認知症啓発活動を行いました。 また、認知症初期集中支援チームと連携し、認知症の方や家族に対する個別支援策や認知症の方の地域生活を支えるための手段等を検討しています。
	達成目標	① 多様な機会、手段を活用し、認知症に関する正しい理解を推進します。 ② 認知症の方やその家族の不安を受け止めつつ、伴走型の支援に取り組みます。 ③ 認知症支援に関連した仕組みづくりを行政・関係機関と共に進めます。
	対象者	・市民 ・軽度認知障害を含む認知症の方やその家族、関係者等
	時期・頻度	通年（但し、認知症市民公開講座は年1回、認知症サポーター養成講座等は概ね月1回程度の開催）
	内容	① 行政等と連携し、認知症サポーター養成、認知症サポーターキャラバンメイト活動を支援します。また、行政等と連携し、認知症ケアパスの普及啓発に取り組みます。 ② 認知症地域支援推進員を配置し、行政と共に認知症施策を検討します。 ③ 認知症の方やその家族等の個別相談に応じ、望む暮らしに合わせた支援に努めます。 ④ 認知症初期集中支援チームと連携し、医療機関へのつなぎや家族の負担軽減を図ります。 ⑤ 認知症の方やその家族に関する支援体制の強化に向けたネットワーク構築を図ります。
実施状況	その他	
今後に向けて		

4.地域包括支援センター運営事業

4-1 地域包括支援センター運営事業

事業名/所管部署		4-1-6地域包括ケアシステムの深化・推進のための活動・取り組み/地域包括支援センター運営事業
事業概要	目的	行政、介護、保健、医療等の関係機関や、民生・児童委員や自治会、ボランティア等の地域住民と連携して、地域包括ケア体制の構築を推進します。
	現状	地域ケア個別会議を開催し、高齢者等の個々の地域生活課題の解決に向けた支援策を地域住民を交えた関係者と共に検討・対応しました。また、包括が事務局業務を担当する諸会議の開催や関係団体が主催する諸会議への参加を通し、顔が見え相互に相談しやすい関係作りの構築に努めました。
	達成目標	① 個別支援の中から共通する課題を抽出し、地域生活課題の見える化に取り組みます。 ② 身寄り、人生の最終段階の医療の問題について関係者で課題共有し、解決に向けた取り組みをすすめます。
	対象者	高齢者やその家族、行政、介護、保健、医療等の関係機関、民生・児童委員、自治会、知人友人やボランティア等の地域住民
	時期・頻度	通年
	内容	① 地域ケア個別会議を実施し、地域生活課題解決に向けて取り組みます。 ② 小諸市北佐久医療・介護連携推進協議会に参加し、切れ目ない支援体制の構築を図ります。 ③ 生活支援コーディネーターとの連携、生活支援体制整備推進会議へ参加し、地域生活課題の解決に向けた体制を作ります。 ④ 在宅サービス調整会議等を通して多職種連携の土台作りに取り組みます。 ⑤ 小諸市介護保険事業者等連絡会の事務局として介護保険事業者等の連携体制の構築に取り組みます。
	その他	
実施状況		
今後に向けて		

4.地域包括支援センター運営事業

4-2 介護給付事業

事業名/所管部署		4-2 介護予防ケアマネジメント事業／地域包括支援センター介護給付事業		
事業概要	目的	① 利用者の選択に基づき、適切なサービスが包括的かつ効率的に実施されるように支援します。 ② 重度化防止の視点を持って支援します。 ③ 可能な限りその居宅において自立した生活を営むことができるように利用者の力が引き出されるよう支援します。		
	現状	介護予防ケアマネジメント数は大幅な増減なく、月平均334件の実績があります。市内居宅介護支援事業所にマネジメントを依頼する、委託ケースの件数は毎月減少傾向にあるのに対し、地域包括支援センターに所属する介護支援専門員等が直接マネジメントを行う直営ケースの件数は毎月微増傾向にあります。		
	達成目標	① 自分でできることは可能な限り自身で行えるよう支援することで、利用者の生活機能が維持向上できるようにします。 ② 一人ひとりの異なる目標や意欲を高める興味関心ごとを探し、保険給付以外の各種の社会資源も活用します。 ③ 社会資源を活用し、支援者間で連携・情報共有を図りながら、望む暮らしの実現を支援します。		
	事業の方法	対象者	・要支援認定(要支援1または2)を受けた小諸市民、または小諸市内の住所地特例施設に入所している要支援認定者 ・小諸市介護予防・日常生活支援総合事業利用対象者	
		時期・頻度	通年	
		内容	① 本人・家族との面接等を踏まえ、運動及び移動、日常生活、社会参加、健康管理の各領域の課題を分析します。 ② 本人と協働し、自立支援と重度化防止を目的としたケアプランを作成します。 ③ サービス等の状況を把握し、事業所と情報共有及び連携を図ります。 ④ 定期的に本人・家族と面接を行い、心身の状況等を把握し、必要に応じてケアプランを見直します。 ⑤ 介護予防ケアマネジメントに関わる職員が研修や学習会、事例検討会等への参加を通し、支援の質を向上させます。	
		その他		
実施状況				
今後に向けて				

